

宮津市監査公報

宮津市監査公表第 64 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、平成 19 年度に執行した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成 20 年 3 月 27 日

宮津市監査委員 森 井 克 實
同 下 野 正 憲

1 監査の種類 定期監査

2 監査の期間 平成 20 年 1 月 15 日から平成 20 年 3 月 6 日まで

3 監査の方法等

平成 19 年 4 月 1 日から同年 9 月 31 日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全室・局を対象に関係書類の提出を求め、書面審査及びヒアリングにより監査を行なった。

特に、本市の状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められているところであり、財務に関する事務の正確性、合規性ととも、行政改革大綱 2006 の目標とする「財政再建」「経営改革」の内容を踏まえ、事務事業の経済性、効率性及び有効性を視点とした監査に務めた。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 収入事務は適正に行われているか。
- (3) 支出事務は適正に行われているか。
- (4) 契約事務は適正に行われているか。
- (5) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (6) 財産管理は適正に行われているか。
- (7) 現金取扱事務は適正に行われているか。
- (8) 滞納整理事務は適正に行われているか。
- (9) 内部けん制組織は適切であるか。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、財政再建実施計画に基づき、全般的に概ね適正に行われていると認められた。

今後とも、公費の収支及びその取扱いについて、法令、規則等に基づき遺漏のないよう万全を期すとともに、実施事業の経済性、効率性及び有効性を常に検証されたい。